

令和4年1月21日

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

学校園において新型コロナウイルス感染者が確認された場合の休業等の取扱いについて

皆様におかれましては、市立学校園における新型コロナウイルス感染防止対策にご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、現在、学校園において新型コロナウイルス感染者が確認された場合、濃厚接触者等の特定を行い、必要に応じて一時的に学校園の臨時休業を行っているところです。

しかしながら、市内において新型コロナウイルス感染者が急激に増加しており、学校園における濃厚接触者等の特定に時間を要していることに鑑み、次のとおり学校園の休業等の取扱いを変更いたしますので、ご承知おきいただきたく、お知らせいたします。

各学校園におきましては、引き続き感染防止対策を講じたうえで教育活動を継続してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますとともに、ご家庭内におかれましても、感染防止対策に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況については日々変化しているため、今後、取扱いに変更が生じる場合は、改めてお知らせ致します。

#### 1 疫学調査の主体の変更について

これまで、学校園において感染者が確認された場合は、保健所が当該感染者の行動履歴を調査し濃厚接触者を特定した上で、教育委員会において学校園の休業等を決定していました。

しかしながら、市内感染者の急激な増加に伴って、保健所の体制がひっ迫しているため、市の方針として、今後は教育委員会が直接、濃厚接触者の調査・特定を行うことにより、感染拡大防止に向けた迅速な対応を図ってまいります。

#### 2 学校園において新型コロナウイルス感染者が確認された場合の休業の取扱いの変更について

##### 【現行】

- (1) 児童生徒に感染者が確認された場合、濃厚接触者が特定された時点で、それに起因する集団(学級、部活動、児童ホーム等)を一時的に休業しています。
- (2) 学校園の教職員に感染者が確認された場合は、その段階で学校全体の臨時休業を行っています。
- (3) 一時的な休業の解除は、その濃厚接触者の陰性が確認された段階で速やかに行うこととしています。

##### 【変更後】

- (1) 児童生徒・教職員・その他学校関係者に感染者が確認された場合、教育委員会において濃厚接触者を特定し、その濃厚接触者は感染者との最終接触日の翌日から10日間自宅待機としたうえで、学校においては特段の臨時休業の措置は行いません。

ただし、市立幼稚園、あまよう特別支援学校、成良中学校琴城分校については、学校園の活動状況等を勘案し、従前のおり感染者が確認された段階で全体の臨時休業を行い、その後教育委員会と学校園が協議して休業を解除します。

- (2) 上記(1)にかかわらず、次のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、教育委員会は、各校が学校医と相談した結果を踏まえ、学級の休業を実施します。
- ① 同一の学級において複数の児童生徒の感染が確認された場合
  - ② 感染が確認された者が1人であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
  - ③ 1人の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
  - ④ その他、教育委員会が必要と判断した場合

※学級の休業がその学年の過半数を超えた場合は、原則、当該学年を休業します。

なお、休業期間については、原則として、3日から5日までの間とします。

- (3) 休業となった学級、学年に属する児童生徒は、その期間中は児童ホーム・こどもクラブへの来所、部活動への参加はできないこととします。
- (4) 部活動において、濃厚接触者が確認された場合は、濃厚接触者の自宅待機期間中(感染者との最終接触日の翌日から10日間)は、活動を休止するものとします。ただし、濃厚接触者の陰性が確認された場合は、その後再開できるものとします。
- (5) 児童ホーム・こどもクラブにおいて、濃厚接触者が確認された場合は、その濃厚接触者は感染者との最終接触日の翌日から10日間自宅待機としたうえで、同所の臨時休業の措置は特段行いません。
- (6) 上記の取扱いを原則とする中で、それぞれの状況に応じて、臨機応変な対応に努めるものとします。

### 3 濃厚接触者について

濃厚接触者に特定された者は、上記のとおり感染者との最終接触日の翌日から10日間自宅待機となりますが、症状がある場合又は重症化リスクを持つ幼児児童生徒については、「発熱等診療・検査医療機関」で受診していただきますようお願いいたします。

### 4 休業期間中の学習について

休業期間中は、タブレット等を活用して、学習機会の確保を図るものとします。

### 5 休業の取扱いの変更時期

上記変更後の取扱いについては、令和4年1月24日(月)から適用するものとします。

以 上

【各お問い合わせ先】

感染予防に関すること	保健体育課	06-4950-5677
市立小中学校の運営に関すること	学校教育課	06-4950-5685
市立幼稚園の運営に関すること	幼稚園・高校企画推進担当	06-4950-5665
市立高校の運営に関すること	幼稚園・高校企画推進担当	06-4950-5665
市立特別支援学校の運営に関すること	特別支援教育担当	06-6423-2553
障害のある児童生徒に関すること	特別支援教育担当	06-6423-2553
小学校給食に関すること	学校給食課	06-4950-5675
中学校給食に関すること	学校給食センター	06-6491-8390
生徒指導相談に関すること	いじめ防止生徒指導担当	06-4950-5787
教育相談に関すること	こども教育支援課	06-6409-4995
部活動に関すること	保健体育課	06-4950-5677
児童ホーム・こどもクラブに関すること	児童課	06-6489-6936